

2018年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(未 修 者)

以下に続く資料は、2018年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、シラバスもご確認ください

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム・学生ポータル Mercas(Web シラバス)>

<https://mercas.hit-u.ac.jp/Campus/Web/UniversityPortal/UserAttestation/WFU06010.aspx>

ID、パスワードの入力なしでログインして閲覧ができます。

2018/3/1 現在

憲法 I 阪口正二郎

この授業は、憲法で保障された権利について授業を行います。ただし、適正手続、国務請求権（裁判を受ける権利など）、参政権の3つの項目は後期の「憲法II」で総論、統治機構とともに扱いますので、この授業の対象外となります。

授業は、あらかじめWebを通じて配布した「予習シート」に従って、受講生と質疑応答を行い、必要な事項について講義を行います。毎回、「予習シート」の設問をすべて聞くことはありませんが、予習はしておいて下さい。授業はスライドを用いて行います。受講生に対する質問はランダムに指名して聞きます。授業後は、同じくWebを通じて「復習シート」を配布しますので、それを用い、基本書や判例集で補いながら復習を各自必ず行って下さい。

教科書としては、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）を用いますが、長谷部・石川・宍戸編『憲法判例百選I、II（第6版）』（有斐閣、2012年）も必要ですし、また授業にはいわゆる六法をコンパクトなものでよいので持参するようにしてください。

憲法の学習については、まずは上記の芦部『憲法』をざっと一読し、憲法とはどんなことを学ぶものなのか、どこにだいたいどのようなことが書かれているのかなど把握しておいて下さい。この教科書は比較的記述がコンパクトですが、読んでいて分からないことがあれば適宜他の定評ある基本書の同じ項目を当たって理解するようにしてください。

入門書として、授業前に読んでおくと参考になるのは、安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本（第2版）』（有斐閣、2014年）です。

以下は、第1回目の授業の予習シートです。

※（事務室より）憲法Iの予習シート1は同封した別紙にも掲載しています。

2016年度「憲法I」予習シート1

阪口 正二郎

2018年度の「憲法I」の第1回目の授業は、「近代立憲主義と日本国憲法、人権、憲法上の権利と公共の福祉」について扱う予定です。さしあたり、芦部

信喜『憲法（第6版）』の第1章、第2章と、第5章のうちの1-3節、第6章第1節をよく読んでおいて下さい。

そのうえで以下の設問について答えられるように準備しておいて下さい。設問の中には、01、05、06、07、12、13のように難しいものもあります。そうした設問については必要以上に文献にあたって調べる必要はありません。とりあえず、上記予習文献を読んだうえで、自分の頭で考えてみてください。

今回の授業は、法科大学院生として共通に到達しなければならないとされるいわゆる共通到達目標（コア・カリキュラム）の第2次修正案（一橋ヴァージョン）の1-1「憲法の観念及び立憲主義」、3-1「基本的人権の観念」、3-4の「基本的人権の制約」に基本的に対応するものですが、細かい事項はコア・カリキュラムを確認しながら自習して下さい。コア・カリキュラムの一橋ヴァージョンは「ロー・ライブラリー」で閲覧することができます。

【項目】 今回の授業で扱う主たる項目は以下の通りです。

- (1) 形式的意味での憲法と実質的意味での憲法の区別
- (2) 硬性憲法と軟性憲法の区別
- (3) 憲法の最高法規性とは
- (4) 近代立憲主義と法の支配
- (5) 日本における立憲主義の展開
- (6) 近代立憲主義の現代的展開
- (7) 憲法上の権利の分類
- (8) 憲法における権利の保障と公共の福祉——制約原理としての公共の福祉
- (9) 「二重の基準」論
- (10) 「三段階審査」とは
- (11) 違憲審査基準とは
- (12) 違憲審査基準の2つの機能

【設問】

- 01 「形式的意味での憲法」と「実質的意味での憲法」はどのように区別されているか？イギリスの場合を参考に考察せよ。1973年に改正される以前のスイス連邦憲法25条の2は、「出血前に麻痺させることなく動物を殺すことは、一切の屠殺方法および一切の種類の家畜について例外なくこれを禁止する」と定めている。この規定は「実質的意味での憲法」だと言えるか？

- 02 硬性憲法と軟性憲法はどのようにして区別されるのか？
- 03 憲法が「最高法規である」とはいかなることを意味するか？日本国憲法が最高法規である旨定める憲法 98 条は日本国憲法が最高法規であることの根拠となりうるか？
- 04 「立憲的意味の憲法」とはいかなる概念か？立憲主義と近代立憲主義はどのような関係にあるか？
- 05 大日本帝国憲法はどのような特徴を有する憲法か？大日本帝国憲法はもともと欠陥を有していたから戦前のひどい状況をもたらしたのか、それとも運用が悪かったからひどい状況をもたらされたのだろうか？
- 06 日本国憲法は押し付けられた憲法である、という議論についてどのように考えればいいのだろうか？
- 07 基本的人権を憲法で保障することにはいったいどのような意味があるか？
- 08 「公共の福祉」に関する①「一元的外在制約説」、②「(内在・外在) 二元的制約説」、③「一元的内在制約説」とは、それぞれどのような考え方で、いかなる違いがあるのか？
- 09 「比較衡量」「利益衡量」論とはどのような議論か？判例はこれに対してどのような立場をとっているのだろうか？この理論にはどのような問題点があるか？
- 10 「二重の基準」論とはどのような議論だろうか？その根拠は何だろうか？判例は「二重の基準」論に立っていると考えられるか？
- 11 「二重の基準」論で行けば、芸術的な表現行為や自己決定権はどの程度保障されるべきなのだろうか？
- 12 「二重の基準」論からすれば違憲審査基準は 2 つしかないのだろうか？
- 13 審査基準はどのようなことを考慮して決められているのか？

+++++

民法Ⅰ 角田美穂子

※特に予習指示はありません

+++++

民法Ⅱ 滝沢昌彦

※特に予習指示はありません

+++++

民法Ⅳ 小粥太郎

民法Ⅳでは、民法のうち家族法といわれる分野について基礎的理解を得るための授業を行います。家族法は、法学未修者にとって親しみやすい分野だと思えますが、法学の一分野として家族法を学ぶには、民法の他の部分の理解が前提となることに注意が必要です。とくに、民法Ⅰで扱う民法総則（とくに、民法第1編総則第2章人、同第5章法律行為）の理解が重要です。他にも、程度の大小はありますが、同じく民法Ⅰで扱う物権（第2編物権第1章総則、同第3章所有権第3節共有）、民法Ⅲで扱う債権総論の一部（とくに第3編債権第1章総則第2節債権の効力等）の理解が必要になることが少なくありません。

上記の次第ですので、民法Ⅳ自体について、開講前の予習は不要ですが、入学前に、民法Ⅰの指定教科書のうち民法総則・物権に該当するものをひととおり読み理解すること、あるいは、道垣内弘人『リーガルベイシス民法入門〔第2版〕』（日本経済新聞出版社）を、上記の要注意分野に重点を置いて読み、理解することをおすすめします。その際、法科大学院コアカリキュラム第一次案 <http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/pdf/091220-minpo01.pdf> の問いかけに答えられるかを確認しながら読むこと、あるいは、短答式の問題を解いてみながら読む（司法試験の過去問はやや細かく難しい問題がありますが、法務省のホームページに問題も解答も掲載されています http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html 商事法務編『タクティクスアドバンスト民法』も法学検定試験の過去問などを集めた短答式問題集です）とよいと思います。

未修1年次のカリキュラムも濃密なので、1回1回の授業を吸収するための準備をしておいていただくことをお願いいたします。

なお、民法Ⅳでは、特定の教科書は指定しません（レジュメを配付します）。予習復習には、①前田陽一ほか『民法Ⅵ親族相続（第4版）』（有斐閣リーガルクエストシリーズ、2017年）や、②窪田充見『家族法（第3版）』（有斐閣、2017年）が有益だと思います。

+++++

刑法Ⅰ 橋本正博

1. 予習内容

刑法Ⅰの内容はほぼ刑法各論です。第1回の授業では、まず、法令や刑法

判例等の情報の調べ方について概略を説明します。次に、「刑法」の構成や「刑法各論」の全体像、刑法の目的、解釈のあり方などを考えていく予定です。

教科書として、佐久間修・橋本正博・上寫一高『刑法基本講義 総論・各論』第2版（2013年、有斐閣）、または、担当者単著による、橋本『法学叢書 刑法各論』（2017年、新世社）を指定します。教科書固有の内容について予習を求めることはありませんので、どちらか一方で結構ですし、既に親しんだ「基本書」がある人はそれを維持してもかまいません。指定教科書についていえば、刑法総論・各論全体の概略を1冊で扱う前者と、刑法各論についてより詳しく説明した後（刑法総論については別の本が必要となる）の性格の違いを理解して、選んでください。必須の予習事項ではありませんが、上述のような法情報について、刑法の体系や解釈に関する基礎を入門書等で学んでおくスムーズな導入の役に立つと思います。指定教科書では、前者の第1・2章、または、後者の「法情報へのアクセスについて」と第1章に目を通しておいてください。

なお、法令集は、この科目に関しては、『ポケット六法』（有斐閣）、『デイリー六法』（三省堂）の規模のもので足ります。学習上の必要に応じて『判例六法』（有斐閣）等を備えても結構です。ただし、教場試験では、法科大学院備付の『ポケット六法』を貸与することになります。

初回授業のどこかで、「友人の部屋に招かれて友人の失敗談を聞いて、『それはひどい、なんていう馬鹿なんだ、そんなことをするお前の気が知れない』と言ったところ、友人はひどく気分を害してしまった」という場面で、「犯罪」が問題になるかどうかを尋ねてみたいと思います。（刑）法の知識そのものではなく、「なぜそれが犯罪である／犯罪でないのか」「どういうものが犯罪なのか」という方向から、考えてみておいてください。

2. 推薦図書

入門書については、新入生説明会で紹介したところを参考にしてください。

+++++

導入ゼミ 田鎖麻衣子

※特に予習指示はありません

※（事務室より）履修希望者は、4月9日（月）3限に3101教室で実施する
オリエンテーションに参加ください。